

# 工事請負契約における設計変更ガイドライン

平成28年12月

仙北市

## 目 次

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | ガイドライン策定の目的      | 1 |
| 2 | 発注者の留意事項         | 1 |
| 3 | 受注者の留意事項         | 1 |
| 4 | 設計変更の基本事項        | 2 |
|   | (1) 定義           | 2 |
|   | (2) 基本原則         | 2 |
|   | (3) 設計変更が可能な場合   | 2 |
|   | (4) 設計変更を行う場合の規定 | 3 |
|   | (5) 設計変更が不可能な場合  | 4 |
|   | (6) 指定仮設と任意仮設の運用 | 4 |
|   | (7) 打合せ簿の処理について  | 5 |
|   | (8) 照査について       | 6 |
| 5 | 設計変更手続きフロー       | 8 |

## 1 ガイドライン策定の目的

請負工事は個別に設計された目的物を、それぞれ異なる環境、条件下で完成させるものですが、工事進行中において予見できない事態が発生し、工事内容の変更や工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、当初の設計を変更する場合において、設計変更を行う際の発注者と受注者双方の契約における責任の所在の明確化、契約内容の透明性の向上、設計変更の手続きの円滑化および適正化を目的に策定します。

## 2 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、次の事項に留意する必要があります。

- ①設計図書の作成にあたっては、特記仕様書および現場説明書（条件明示）により設計内容の前提条件や、設計変更の対象となるべき事項について確実かつ明確に明示するよう徹底する。
- ②設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。
- ③受注者から設計図書についての確認があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。
- ④設計変更後の契約金額や工期は、受注者と協議の上決定する。

## 3 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があるため、次の事項に留意しなければなりません。

- ①工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、書面により各項目について必要な「協議」を実施する。
- ②施工中においても疑義が生じた場合、その都度発注者と書面により「協議」を行い、確実に発注者の指示を書面で受けてから工事を進める。

## 4 設計変更の基本事項

### (1) 定義

設計変更とは、工事の施行に当たり設計図書を変更し、又は訂正することをいいます。

契約変更とは、請負代金額の変更又は工期の変更の決定に伴い、契約の変更を行うことをいいます。

### (2) 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、以下のとおり規定されています。（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日建設省東地発第31号の2））

- 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。
- 変更見込み金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とする。

### (3) 設計変更が可能な場合

以下のような場合においては、設計変更が可能です。

- ①当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合
- ②仮設（指定・任意とも）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）

③「協議」等所定の手続き行い、発注者から「指示」又は「通知」があったもの。

④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

※上記は全て書面（打合せ簿）で手続を行ったもののみが有効である。また、書面は全て発行年月日を記載し、署名又は押印したものとする。

（協議の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）

変更指示・設計変更にあたっては、以下のことに留意してください。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（打合せ簿による確認）を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にする。（規格および変更対応の妥当性）
- ③工期は変更契約時に、発注者、受注者が協議し定める。
- ④設計および契約変更手続き等については、事務取扱要領により行う。

- ⑤設計変更に伴う変更請負額をその都度把握しておく。
- ⑥設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為により複数年度にわたる工事においては各会計年度の末も含む）に行うことをもって足りるものとする。

#### (4) 設計変更を行う場合の規定

契約事項においては、設計変更を行う場合、次のように規定しています。

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（優先順位が定められている場合は除く）＜契約事項 18 条第 1 項第 1 号＞
  - 図面と現場説明書が一致しない場合
- ②設計図書に誤謬又は脱漏があること＜契約事項 18 条第 1 項第 2 号＞
  - 条件明示する必要があるにも係わらず一切の条件明示がない場合
- ③設計図書の表示が明確でないこと＜契約事項 18 条第 1 項第 3 号＞
  - 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
  - 水替工実施の記載があるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ④工事現場の形状、地質等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと＜契約事項 18 条第 1 項第 4 号＞
  - 設計図書に明示された条件と現地の条件が一致しない場合
  - 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- ⑤設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと＜契約事項 18 条第 1 項第 5 号＞
  - 受注者の責によらない何らかのトラブルが生じた
  - 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）
- ⑥発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合＜契約事項 19 条＞
- ⑦受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じたり、工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき（工事中止の場合）＜契約事項 20 条第 1 項＞
  - 設計図書に工事着手時期が定められているにもかかわらず、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
  - 警察、河川・道路・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
  - 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
  - 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
  - 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

(5) 設計変更が不可能な場合

下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。(ただし、契約事項第26条(臨機の措置)の緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない)

①発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

(「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合も同様)

②発注者が「承諾」して施工した場合

③契約事項・土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書等に定められている所定の手続き(契約事項第18条～24条、第30条、土木工事共通仕様書1-1-3、1-1-17、1-1-18、1-1-19)を経していない場合

契約事項第18条 条件変更等

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第21条 受注者の請求による工期の延長

第22条 発注者の請求による工期の短縮等

第23条 工期の変更方法等

第24条 請負代金額の変更方法等

第30条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等

1-1-13 工事の一時中止

1-1-14 設計図書の変更

1-1-15 工期変更

④正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

(6) 指定仮設と任意仮設の運用

指定と任意については、契約事項第1条第3項に定められているとおりです。

公共工事の仮設は、契約事項の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられています。しかし、公共工事においては、工事中における公衆災害の防止および施工に伴う重大な労働災害防止についても特に留意する必要があります。

このため、工事の発注にあたって、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模・構造等について予め発注者が指定し、「指定仮設」とする場合があります。

(指定仮設と任意仮設の考え方)

指定仮設

○工事目的物を施工するにあたり、設計図書に施工方法等を指定したものである。(設計変更の対象となる。)

- 下記事例やこれに類する工事を対象とする。
- ・河川砂防と同等の機能を有する仮締切の場合
- ・仮設構造物を一般交通に供用する場合
- ・特許工法または特殊工法を採用する場合
- ・関係官公署等との協議により、制約条件のある場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

#### 任意仮設

- 工事の目的物を施工するにあたり、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は受注者に委ねられる。(原則、設計変更の対象としない)
- 発注者(監督員)は任意の主旨を踏まえ、施工計画書が提出された際には、仮設計画の妥当性について確認することが重要である。
- ※ 参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではありません。

#### <任意における対応の不適切な事例>

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
  - ・標準歩掛りではバックホーで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可との対応
  - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応
- ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更をすることができます。

#### (7) 打合せ簿の処理について

打合せ簿の処理、取扱いについては契約事項第9条、第18条、第19条、共通仕様書1-1-2、1-1-9等に定められているとおりの書面での協議・通知とし、取扱いに当たり次の点に留意ください。

#### 発注者側

- ①受注者とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。
- ②案件の変更契約の可否及び変更内容については必ず記入する。また、既契約の積算内容にない新たな追加工種を含む場合については、変更増減概算額も記入する。ただし、その額が既契約額の1%に満たない場合はこの限りではない。
- ③受注者より「協議」があった場合も2と同様とする。
- ④受注者とのやりとりにおいて、意見の相違する案件が発生した場合は、設計変更協議会を実施し、相互の合意形成を図るものとする。
- ⑤請負代金額が変更となる場合は、必要に応じて「部内の予算とりまとめ担当者」等を決裁ルートに含める。

⑥打合せ簿は、内容を問わず全て総括監督員の決裁を得る。

受注者側

- ①監督職員とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。
- ②工事着手前に、第18条第1項～5号について確認し、監督職員に打合せ簿で「報告」又は「協議」する。
- ③案件の変更契約の可否及び変更内容、及び変更増減概算額については必ず監督職員に確認する。
- ④監督職員からの「通知」「指示」等に疑義がある場合は、施工開始前に再検討の申し入れを、打合せ簿により監督職員に行う。
- ⑤打合せ簿は、監督職員の決裁を得たものを全て保管しておくこと。

## (8) 照査について

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のとおりである。

- ①設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
  - ・数量計算書と設計書の内容の整合確認。
  - ・構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
  - ・設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか。
- ②設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。
  - ・設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
  - ・縦横断図の地盤線と現地地盤の確認及びその軽微な修正等。
  - ・当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等。
  - ・埋設物、支障物件等の現地確認。
- ③舗装繕工の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書第6編「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査の範囲である。）

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定され、このような場合は「別途業務にて実施した設計図書で指示する」等、発注者がその費用を負担する。

- ①新たに設計図の作成が必要なもの
  - ・現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。（災復旧等の工事で、標準断面発注し、工事において測量から設計まで行う場合等）
  - ・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。または、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

②構造計算等が伴うもの

- ・ 構造物の応力計算を伴う照査。
- ・ 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。(設計業務の瑕疵について確認が必要)
- ・ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。(設計業務の瑕疵について確認が必要)
- ・ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ・ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

③設計根拠の検討まで必要なもの

- ・ 「設計要領」・「各種示方書」等で示す設計計算・考え方との照合。
- ・ 設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工費の算出。
- ・ 設計のため地質調査が必要な場合。(品質管理のための調査は含まない)

## 5 設計変更手続きフロー

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しない
- ②設計図書に誤謬、脱漏がある
- ③設計図書の表示が明確でない
- ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない
- ⑤設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた

